

議長	出席一入名をあります。また、自治法第33条の規定により 議會は成り立つ事と、唯今より議會を開會致します。
番	日程変更の動議、水道関係の請願の手続を早くしていとの 動議を提出致します。
議長	賛成で唱えあります。
議長	議員の動議は成りてありますか、左件取扱を良しがお 詰り致します。
議長	議員が呼べりのあります。
議長	会食御要請がなされ、休憩をとります。
議長	休憩を置す(午後二時二分)。
議長	再開せます(午後三時八分)。
議長	日程第一議案第33号 宜野湾町退職金積立金條例設定 案について何議致します。
議長	書記をして朗読せられます。
議長	提案者の御説明願います。
助役	臨時の支費金でありますので、積立て設定期として、二月を 選定して行こう方が良いと思ふます。
番	施行手の積立て条例による額及び実績等について審査
助役	五七年度についたと思うが、五万円で、予算処置として積立て あります。支拂を適法の積立てがあつたうえ、全て六〇年度の

八	番	第三條で更にとあるが、
助	役	第三條處余してしまった場合はその後積立てなければいけないが、
二	番	支拂ひ者は相当大きな金で、それをゆるすことは大変である。
常	役	常識どおり積立てれば必要を度々検討するが問題で、
所	役	それが必要度の額に付けて見解は、
タ	役	今まで五にて分け残りあるが、
助	役	今まで積立分が少くすに予算を通じて行なわざのあり、
二	番	五七事、五八年、五九年度、年度割り退職金の額などだ、
助	役	今まで積立分が少くすに予算を通じて行なわざのあり、
八	番	五七事、五八年、五九年度、年度割り退職金の額などだ、
助	役	今まで積立分が少くすに予算を通じて行なわざのあり、
一	番	額を場合そろ呼ば申し合せがあったり、
助	役	預り財源の餘裕があるたゞ下さることあるが、
八	番	退職金の額は何名分でありますか、
助	役	給火平均四年とした場合、二名分位が補正ほどの状態である
一	番	五万円をもつおそれよりに、この金を使用せず、財源の額が少つた
助	役	ので、便なきうらむから、
大	番	第三條の額はあくまでも一ヶ年につての額で、
元	番	当初予算で予測業がかかるで、これをでやすれどと思ふ、
助	役	当初予算で全くめはねかづかつた退職者とは、
八	番	三後以外は予想出来ぬで、毎年二名位で予想
助	役	五三の半位可能かどうか、
八	番	當時三四、五名位時であり、月給三、四ヶ月位時で増俸と半
助	役	致し、夏寧セカリ大まじき可取ればあ来なかつた。

六

卷

本年度の差額が積立可ればどうかと思ふが
増俸年数で

卷

卷之三

卷之三

四

2

當之思力。六三升菴三十，勿賈也。二三之口，則無三才。

二

卷

金額の更にうそ、他市町村が毎年の貢立額を調べ小計二七九

四

五

補添料の場合は、総額の五〇%ヒヨツで計算する。諸々料の

60

六

卷之三

四〇

文

退藏金支哈臘況
不乃三

一九五七年度
四月三十日

1

3

一九三九年歲次己未
一月六日

四

卷之三

卷之三

卷之三

議長	新輪をお願いします。
三番議員	原業蓄成、退職金の支給條例も設定してあり、積立金條例が 現行で、臨時的な貢献源の確保のため、第五條で特別規定が 存在し、現在二年後で三万円の額目が、三ヶ月毎に年間約増 給六千円、人員の増等がある上で原業通り替、改訂します。
八番議員	新輪は賛成だが執行面で心細く感じたが、まろ千算の分は数が 少ないので、問題口をが市単格によって人員給与の増に至り五年 前で足らぬ場合は、どうするかが問題である。
議長	併し著しい額で不足を生じた場合は、その年の千算額で流用 <small>すなはちが出来ることで、(賛成の場合は)</small>
休憩を催す(午後二時三分)	再開を宣す(午後二時四分)
二番議員	修正して替、積立金は最高限の保償が原則であり、今までの 積立金があり、今年度の金合計、一千万円位另立と思う
議長	今まで何とか財源があつてわざと今度の場合は金がありません。そ してある点うつことで毎年の積立額を四万円に修正して替、改 正案
第三條(五万ドル)とあわせ(四万ドル)に改め。	
一七番議員	原業通り替、改めます。
議長	では、三番議員と番議員より原業替成、二番議員より修正し て替へと二つの替、成意見が出ておりますので表決致します。
議長	三番議員よりの修正案に替、成の方を挙手賛成願います。

卷之三

卷

三番、七番議員よりの原案賛成の方挙手願ひます。

拝手した者、一大名過半数であります不可決決定。

可深思之致也。予曰：資生

田林集

提案者御説明願ひます。

村長の施政方針の中にさうした意

今まで色々の事情で窮屈せざることが出来ず、去つて胃に胃炎

育英會を発足させち意味か、村としての段階に至つてゐた。

柳家との意味でニ思ひ及ばず

育英會が不足する事の補助金に當てた」との事項

七二 七二 七二 七二 七二 七二

育英會と中國連につけて

树としての本性を發揮する所が、最も重要な事項か

科育体で、今、又、引取て出来た事である。

詩經卷之二十一

		番	育英會を発足させた意味と準備金について
一三	番	一万坪の多額だがその根據は又育英會で育英資金以外の事業に当たる事を考慮してあるが	
助	役	二万円づつ出すことになりて、村としても八万円位持つ譲りあつたが、その關係で二万円にしておるのである	
一三	番	育英會として事業を計画してあるが、	
助	役	育英會として事業を計画してあるが、	
一三	番	何者かに答えるが、	
助	役	四名位にたり、	
一三	番	四石の場合、三年で五千石で石金には立ち入り、墨石であれば四年で一大石に立る。	
大	番	一千石に立つておまか村貢改々科でやうつすりであります。	
助	役	一千石の頭金を出しておまか一千石以上を内けて水が立ち入り	
一六	番	育英會の付帯事業とは如何	
助	役	村としては付帯は考えておらず、育英會が出来れば利がある。	
一六	番	育英會が不足した場合、村は二の一万石を寄附することにならざるを得付については現種があつたが、	
助	役	貯蓄河口村でやうとすれば、利に條例で定める必要があり、来年の四月であるまで	
一五	番	第四條に処分した場合は、この事で付帯は出来ない	
助	役	育英金が不足しておまかで、二の條例でもつて積立て行くと言つておる。	

五百	番	法人団体となりが二万円を必要で育英会があつてりか
五百	番	現在育英会がなりうて村自身で今日本うちれれば当たるがいある
五百	番	来年の開催で、あれば、育英会は結成させでやうと思ふ。早く結成させて進める上に、又規定も出来ておるし、こうだと思ふ。
五百	番	来年四月までにやさつめりである。
五百	番	条例は必要でらうが、どうか。
五百	番	積立金は今から積立なければならぬといふ事もあり得うと思う
五百	番	三五年前に準備が進みてあつたと思うが、進行状況についてなどとあります。昨年の七月頃の話だが
五百	番	あの時構想がなくほつた様で、那當市にあつておもうべし。當時、村は一千万円強あすうは、どうかと思ふ。
五百	番	育英会は研究しておらほはいとおもひいと思う。行政方面で育英会へ現金を貸付して貢うか、又来年の四月までに
五百	番	積立金事、準備にうそ、じろければ出来なりと思ふが如何
五百	番	私が構想をおもそ、その構想がくつかえりまうから知らる
五百	番	が育英会は不足については、どうして、手くし方ければならぬりと思う。
五百	番	今までに予算に計上しなればならぬかと思ふが、来年の
五百	番	一千円あらうと思う
五百	番	育英会の不足して居る村ありますか調べられたが、
五百	番	普通は育英会だが、説合が今年浦添が昨年から育英会に切り換えたものと思ふ。

一三 番 北中城村の運営が完全な生れておるところに
助役 太田元のまゝを足場にしてこれを打つたヒツ事
番 村が直接育英事業をやう場合の育英事業が出来しが
休憩へとす（午後二時三十分）

再開致します（午後三時）
唯今三時でありますので 今日の日程は二時で打切り 二時より
ニ休院に請願に行くことに致します。
本來日經統善議に付すことにして 明日は午前十時より再開
致ります。 では休會（午後三時三分）

卷之三